

構造改革特別区域計画

1 構造改革特別区域計画の作成主体の名称

山形県西置賜郡飯豊町

2 構造改革特別区域の名称

東洋のアルカディア郷再生特区

3 構造改革特別区域の範囲

飯豊町全域

4 構造改革特別区域の特性

(1) 地勢

飯豊町は、山形県の西南部に位置し、東西 18.46km、南北 31.82 km、面積は 329.60k^mを有し、山形県の 3.5% を占め、第 9 位の行政面積を有している。

主峰飯豊山に連なる山岳地帯から長井盆地の平坦部に至る盆地に位置し、第三紀地帯構造に属する。南北に走る断層が密集していて地すべり地帯を多く有し、飯豊山を源に発する置賜白川が貫流する中央部の沿岸を除いては、十分な土壌化が進まない低生産地帯となっている。よって、河川沿いの耕地に散居する集落と山間地の沢沿いにそれぞれ集落が形成されている。

(2) 気候

気候は内陸型で山形県内でも積雪寒冷地に属し、降雪期間は早く 11 月から翌年の 4 月までと 5 ヶ月間以上に亘り、その積雪も山間部では 3 ~ 4m にもおよぶ地域が多く、季節風による地吹雪等も伴う豪雪地帯である。盆地特有の夏の気温は 30℃ を上回り、冬の寒期には氷点下 10℃ 以下にまで達する寒暖の差が激しく、四季の移り変わりが謳歌できる気候で、降水量は、山間部ほど多くなっている。

(3) 沿革

藩政時代には、置賜一円を支配する上杉領に属し、米沢から越後に通ずる街道筋に村々も栄え、宿場町として栄えた集落もあった。

昭和 29 年に 3 村が合併し飯豊村となり、昭和 33 年に隣接する中津川村を編入合併し町制が施行され、45 年を迎えようとしている。

人口は、昭和 33 年の 16,213 人を最高に年々減少をたどる一方、昭和 45 年からの白川ダム建設に伴う水没者の移転により減少に拍車がかかり、最近では 9,100 人代にまで減少し、引き続き減少の傾向にある。

(4) まちづくり

飯豊町のまちづくりは住民参加型の活動を基本としてきた。昭和 48 年第 1 次総合計

画策定以来この精神を大事に育ててきたが、このことは地区や集落の中に昔ながらの自治活動が培われてきたからこそと考えている。地区別土地利用計画の策定や音楽からのまちづくりと共にまちづくり推進総合助成事業や農業3PC運動などで支えてきたが、今後とも浸透した住民主体のまちづくりを進めていくことが大切となっている。

(5) 豊かな環境資源と町民共有の蓄積された財産

飯豊町は、山あり川あり平坦部あり山間部ありで動植物をはじめとする自然環境は、地形・水系の多様さを反映し豊かであり、屋敷林に囲まれた散居集落は全国的にも数少ない。平成5年美しい日本のむら景観コンテストで農林水産大臣賞を受賞し、平成7年には第10回農村アメニティコンクール最優秀賞を受賞したことを契機に、自然や景観と共に飯豊町を意識するようになった。しかし、農林業の情勢は極めて厳しく、農地などの荒廃と共に自然環境を将来とも維持していくことが危惧され始めている。今後は、農林業者の経済基盤を支える生業のあり方を考えていく必要があり、地域だけではなく多方面への参加呼びかけにより農地・林地を将来に引き継ぐ仕組みづくりを考える必要がある。また、町内の公共施設は、都市への追従思想のもと急激に整備が進んだが、今後はこうした施設を人口が減少する中で交流人口を活かし如何に使用していくかと、今の景観や住環境を町民共有の財産と意識することが大切となっている。

5 構造改革特別区域の意義

今日のいろいろな問題は、限定された地域や今日的な課題ではなく、全国や地球規模であったり、将来に及ぼす問題が多く叫ばれる時代である。あらゆる側面でグローバル化が進み、一つの市町村では物事を解決できない時代ともいえる。真に地球の構成員として何をなすべきかといった視点で考えることも必要であり、IT社会が進行する中でそれらを行いやすい環境が構築されつつあるとも考えられる。一方、情報や産業、人の移動や物流のグローバル化が進む時代においては、「地域性」が失われやすくなる。こうしたことから「人・産業・空間」における新しい視点から飯豊町の独自性を探求していくことが非常に重要と考えられる。

国内の多くの農村地域では、農家数の減少や農林業従事者の高齢化の進行、農林業の担い手不足などによる生産力の減退、加えて生産調整などにより生産基盤である経営耕地面積の減少と休耕地の増加などによる農林地の荒廃、更には、こうした地域での極端な人口減少からくる集落崩壊と共に、自然環境の悪化が懸念されている。こうした状況を克服し地域の大切な資源である豊かな田園風景を維持するためには、まずそこに住む人々がその生活に生きがいを感じ認め合うことである。また、既存の耕地の有効利用によって付加価値を求める新たな産業の創造や、交流人口を活かすことなどによって活力を求めることが大切である。

飯豊町では、「田園の息吹が暮らしを豊かにするまち」を将来像に「共生と自立、そして新たな躍動」を基本理念に、かつて、英国の旅行家イザベラ・バードが東洋のアルカ

ディア(桃源郷)と賞賛した散居集落を郷土の誇りとし、四方の名山に包まれた四季折々の美しい景観と生活の息吹を「映画・蕨野行」で謳われた「日本の原風景」にこだわり、自然と共生するまちづくりは、やがては都市との交流人口の拡大と共に地域の活性化につながるものであると考えている。

6 構造改革特別区域計画の目標

(1) こだわりの地域文化で経済活性化

基本理念の「共生と自立、そして新たな躍動」は、豊かな残された自然環境を、生業として農林業を営んできた先人からの贈り物と受け止め、この資源を未来の子供たちに引き継ぐために継続・循環の考え方にたち、自然環境と人の暮らしとの共生を目指し、人々も支えあい、心の豊かさと人のつながりが感じられるまちづくりを目指している。

その実現に向けて「誇りあるいいで人になろう」・「豊かなめざみの里をつくろう」・「こだわりあるなりわいを築こう」・「パートナーシップ型のまちづくりを進めよう」のテーマを設定している。

こうした理念を踏まえ、豊かな自然や農村文化といった地域資源と、多彩な人材等を活用したグリーン・ツーリズムを推進し、都市が求める「いなか」を提供し都市との交流拡大に努めることを目標とする。

特に、白川ダム上流部に位置する緑のふるさと公社が管理運営するダム湖畔の交流施設に加え、源流の森を中心とする自然体験エリアでの交流人口を地域経済に結びつけるために、農業体験や郷土料理と共に酒類も含めた、農村文化そのものを提供する体制を確立し、農家民宿の拡大や農業体験農園の経営など特色あるサービスの提供によって、交流人口の拡大と滞在型の観光振興を推進する。

(2) こだわりあるなりわいから起業化

手作りの良さや伝統的な産業を生かした産業おこしの大切さと共に、農業と商工業、観光などが協働した取り組みによって経済性が発揮できる新たな起業化を目指すことも必要となっている。

また、荒廃が予想される農地の保全や環境へも悪影響が懸念される森林資源についても、農村や森林の持つ多面的な機能を生かし、美しい田園風景を守り育てながら、農林業従事者の確保・育成を図るため、農林業に意欲を持ち、安定的な経営を目指して、多様な分野から農業に取り組む法人等の主体的な取り組みを促進し、地域産業の活性化を図ることを目標とする。

また、地域の食文化の復活や生産作物の付加価値を高めるため農産物加工・販売など地域に根ざした新たな起業化を促進する。

* 1 めざみ：フランス語のMESAMIESで、親しい友達・仲間の意味。みんなで仲良く明日(21世紀)への町づくりをめざす、まためざめるといふ希望を込めた名称である。

7 構造改革特別区域の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果

計画の実施により、都市と農村の交流が拡大し、交流人口の増加が期待され、地域の観光収入の増加が見込まれると共に、地域住民は、地域の価値を理解し誇りある生活が意識付けられ、まちづくりの目標達成の推進役になると期待される。また都市への情報発信による新たな付加価値を持った食材の提供や商品の開発などの期待と共に、地産地消の推進によって雇用の拡大が期待できる。更には、遊休農地の新規参入者による活用が期待でき、耕地の有効活用と共に、豊かな環境を将来に引き継ぐことが期待できる。

観光客の増加

地域の魅力が向上することで、交流人口の拡大が期待される。 (人)

現 在	平成16年度目標	平成19年度目標
1,196,801	1,200,000	1,300,000

農家民宿や農家レストラン、自家製による酒類製造、新規就農などの新たな起業が期待される。

	現 在	平成16年度目標	平成19年度目標
農家民宿・レストラン等の開業件数	4 件	5 件	10 件
新規農業生産活動件数		1 社	3 社
自家製による酒類製造件数		2 件	8 件

耕作放棄地の再生化

耕作放棄地の活用が進み農業の振興と地域の活性化と共に景観や自然環境の保全が期待される。

現 在	平成16年度目標	平成19年度目標
10 ha	9 ha	7 ha

8 特定事業の名称

特定農業者による濁酒の製造事業

地方公共団体又は農地保有合理化法人による農地又は採草放牧地の特定法人への貸付事業

9 構造改革特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業に関連する事業その他構造改革特別区域計画の実施に関し地方自治体が必要と認める事項

散居集落の意義付けと景観づくり

みどりのまちづくり条例によって維持保全を図ると共に啓発を行っているが、更なる

推進に向けてイザベラ・バードが称した東洋のアルカディア（桃源郷）構想をシンボルに、みどりのまちづくり推進構想を策定し、屋敷林の保全と景観木の植栽に努め景観づくりを推進する。

環境を意識した統一したまちづくり

豊かな自然環境を維持するために、生活廃水処理 100%のまちづくり、環境基本計画の推進と ISO14001 認証取得や堆肥センター建設などによる環境に配慮した施策を推進する。

新エネルギービジョン策定とエネルギー自給率の向上

平成 12 年度ビジョンを策定し、現在建設中のハウスの熱源に木質ペレットを使用し、次年度以降計画されている小学校の改築事業においても、地元の木材を使用するほか、木質燃料による暖房の導入などを検討する。一方、木質ペレットを生産する工場の建設に向けて調査研究を進める中で、地域の暖房用エネルギーの自給率を高めていく。

めざみの里グリーン・ツーリズムの推進

現在研究会が組織され、各施設間のネットワークや、食や農業体験の提供プログラム等について研究が開始されている。

中津川雪祭り

豪雪地帯の雪との戦いを楽しみに変えようと 24 年ほど前から地区上げて冬期間の祭りを開催している。この祭り会場で、特区内で製造されたどぶろくを提供できるように取り組むことで、観光客の少ない冬のイベントで、新たな情報の発信ができる。

農山村体験プログラムの拡大

現在、アスパラガス摘み取り、山懐暮らし、バスケットアレンジ、菊つみ・里芋堀り、そば打ちなどの体験プログラムを実施しているが、新たにどぶろくづくり体験など、魅力あるプログラム作りができるよう検討を開始する。

山村学校体験留学

都会の子供を、農山村地域の学校で受け入れるなど、児童生徒間の新しい交流を促進し、自然や農村の多面的な機能などの相互理解を深めることを目的として、通常の転校手続きによらない受け入れなどの検討と共に、大学生のインターシップ受け入れなども同時に検討を始めている。

新たな起業化

農林業者と都市との交流人口拡大による、農林業事業への外部者の就労の期待が高まり、耕地及び山林などの自然環境の維持保全が期待できると共に、交流者に対する新たなサービスの提供や農産物をはじめとした商品の提供を行うなどの起業化を育成する。

地産地消による食文化の再生

町内に既に開設している農家レストランが多くの客で賑わうなど、スローフーズの

広がりを実感しているところであり、地元の安全な食材をベースに忘れ去られた郷土の料理を再生し、そこに住む者の生活を豊かにし、来訪者を歓迎する食文化の再生を推進する。

農家民宿拡大に向けた機運の醸成

農家民宿の拡大に向け研修会の開催や、気軽に取り組みを開始できるための農山村体験メニュー（アスパラ摘み取り、里芋堀り等に継ぐ新たなメニュー）の作成と周知を図ると共に、気軽に食事の提供ができるよう郷土料理の再認識とアレンジ化を進めるなど新たな事業に参画しやすい環境づくりと先進地視察などによる機運の醸成を行う。

情報の発信

都市との交流が促進されるよう一連の取り組みを情報として提供できる仕組みを検討しながら、インターネットでの情報提供を含め、従来からのエージェントなどへの売り込みも含め、積極的な情報の発信による交流拡大に努める。

別紙

1 特定事業の名称

707

特定農業者による濁酒の製造事業

2 当該規制の特例措置を受けようとする者

特区内において、酒類を自己の営業場において飲用に供する業（旅館、民宿、農家レストラン、飲食店など）を併せ営む農業者(以下「特定農業者」という。)で、自ら生産した米を原料として濁酒を製造しようとする者

3 当該規制の特例措置の適用の開始の日

本構造改革特別区域計画の認定を受けた日

4 特定事業の内容

東洋のアルカディア郷再生特区（飯豊町全域）内で特定農業者が、当該特区内に所在する自己の酒類の製造場において自ら生産した米を原料として濁酒を製造し、提供・販売する。

5 当該規制の特例措置の内容

田舎暮らし・都市暮らし、それぞれの特色を活かしたライフスタイルを求め、豊かな生活を追及しようという意識が高まっている。こうした中で、豊かな自然と今も受け継がれている地域の連帯感に裏打ちされた心温かい人々と共に、農村の伝統・文化を周囲の自然環境と共に維持保全しながら再生していくことが、地域活性化の視点と受け止め、その実現のために「東洋のアルカディア郷」を目指し、そこに住む人々が豊かに暮らし情報を発信することが必要であると考えている。

年々増加する来訪者に、新たな食材と食文化の提供として、当該規制の緩和は、農家民宿や農家レストラン等を併せ営む農業者が、自ら生産した米を原料として濁酒を製造することが可能となり、他の地域とは異なった差別化が図られ、意欲ある農家など新たな起業化の育成や、交流人口の拡大が予想され、農村地域の自発的な取り組みによる地域の活性化を推進するものである。

別紙

1 特定事業の名称

1001

地方公共団体又は農地保有合理化法人による農地又は採草放牧地の特定法人への貸付事業

2 当該規制の特例措置を受けようとする者

- ・ 貸付の主体：飯豊町
- ・ 借受の主体：本特別区域内において事業所を有し、自ら農業を行おうとする農業生産法人以外の法人

3 当該規制の特例措置の適用の開始の日

本構造改革特別区域計画の認定を受けた日

4 特定事業の内容

飯豊町が所有者から借地した農地を特定事業の実施により耕作を行う法人に貸与する。なお、飯豊町は、特定事業の実施により耕作を行う法人と構造改革特別区域法第23条第2項第2号の規定に基づく協定を結び、事業の円滑な実施を確保することとする。

5 当該規制の特例措置の内容

飯豊町では、農林業の担い手の減少と高齢化（農業就業人口のうち65歳以上の占める割合：56.1%）による農林業生産物の出荷量の減少が進行し、また耕作放棄地の増加により、農村景観を阻害したり、自然環境への影響も懸念される事態に至っている。近年新規就農者が本町を訪れ、施設園芸を中心に耕作地を拡大し、花卉や野菜などの出荷高が増加の傾向にあるが、一部の地域に限定されていることなどもあり、今後は、県・町・農業協同組合が連携し、地域との調和や農地の適正かつ効率的な利用を確保し、数少ない屋敷林のある散居の集落景観と、豊かで美しい森林を含めた山々を維持するために、農業生産法人以外の法人の農業経営を可能とする農地法の特例措置を講ずる必要があると判断し、耕作放棄地の拡大防止を図ると共に、農業者の雇用の場を創出するなど地域の農業振興と地域活性化に資するため特定事業を導入することとする。

また、来訪者などに多様な農業体験の提供が可能となり、体験型観光を推し進めるためにも当該規制の特例措置が必要である。

なお、参入する法人の要件として、当該法人には、農業担当役員が1名以上おり、年間150日以上農業に従事すること。また、当該法人と町との間で協定を締結し、農業に必要となる土地は、町が農地所有者から借り受け、法人に貸し付ける方法によることとする。

農家戸数と農業就業人口構造の推移

	平成 2 年 (a)	平成 7 年	平成 1 2 年 (b)	伸び率(b)(a)
農家戸数	1,382 戸	1,227 戸	1,093 戸	79.1
農業就業人口	1,744 人	1,445 人	1,263 人	72.4
15 歳 ~ 39 歳 (割合)	136 人 (7.8%)	85 人 (5.9%)	90 人 (7.1%)	66.2 (- 0.7 ポイント)
40 歳 ~ 64 歳 (割合)	1,059 人 (60.7%)	694 人 (48.0%)	464 人 (36.7%)	43.8 (- 24 ポイント)
65 歳 ~ (割合)	549 人 (31.5%)	666 人 (46.1%)	709 人 (56.1%)	129.1 (24.6 ポイント)

資料:農林業センサス

経営耕地面積と耕作放棄地の面積の推移

	平成 2 年 (a)	平成 7 年	平成 1 2 年 (b)	伸び率(b)(a)
経営耕地面積	2,130ha	2,086 ha	1,996 ha	93.7
耕地放棄地	2 ha	10 ha	10 ha	500
耕作放棄率	0.1%	0.5%	0.5%	0.4 ポイント

資料:農林業センサス

農林産物出荷量

	平成 10 年	平成 14 年	伸び率(b)(a)
水稲	7,200 t	6,900 t	95.8
アスパラ	10 t	18 t	180
トマト	30 t	28 t	93.3
食用菊	0.5 t	4 t	800

町農林課調べ